

今後の安全衛生行政の対策に向けての検討項目（案）

H22. 9. 29

I 職場における受動喫煙防止対策について

1 基本的方向

受動喫煙防止対策について、今後どのような観点で進めるか。

2 受動喫煙防止対策のあり方について

事業場が取り組むべき受動喫煙防止対策としてはどのようなものが考えられるか。
顧客が喫煙する飲食店等については、一般の事務所や工場と違った対応が必要ではないか。

3 顧客が喫煙する職場での換気措置の効果を評価する空気環境基準等について

顧客が喫煙する職場での換気措置の効果を評価する空気環境基準、換気量については、職場における受動喫煙防止対策基準検討委員会で定められる数値でよいのか。

4 事業者に対する支援について

受動喫煙防止対策を推進するにあたり、事業場に対する支援として何が必要か。

II 機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等について

1 基本的方向

機械災害の減少に有効なリスクアセスメントを普及させる上で、機械メーカーが機械ユーザーに機械の危険情報の提供する仕組みが有効ではないか。

2 機械メーカーが情報提供する内容・項目、提供方法について

機械メーカーが提供すべき機械の危険情報の内容・項目や提供方法はどのようなものが考えられるか。

3 メーカー及びユーザーに対する支援等について

機械メーカーから機械ユーザーへの機械の危険情報の提供を促進するためには、それぞれに対しどのような支援が必要か。

機械メーカーがより安全な機械を製作するためには、機械ユーザーが使用する過程で見つけた機械のリスク情報を機械メーカーへフィードバックする必要があるのではないか。

Ⅲ 職場における化学物質管理の今後のあり方について

1 基本的方向

新規化学物質の届出の増加、化学物質に起因する疾病の発生状況等を考慮した場合、譲渡提供時に危険性等を情報伝達すべき化学物質の範囲はどうあるべきか。

2 リスクに基づく自主的化学物質管理の促進

リスクに基づく自主的化学物質管理を促進するためには、何が必要か。

Ⅳ 職場におけるメンタルヘルス対策について

厚生労働省は、平成22年1月に外部専門家を含む「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」を設置し、今後、厚生労働省が自殺対策に取り組む指針のとりまとめを行った結果、「職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実」が重点対策の1つとされ、具体的な対策として、下記の項目が示された。

- ・管理職に対する教育の促進
- ・職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実
- ・職場におけるメンタルヘルス不調者の把握及び対応
- ・メンタルヘルス不調者に適切に対応できる産業保健スタッフの養成
- ・長時間労働の抑制等に向けた働き方の見直しの促進
- ・配置転換後等のハイリスク期における取組の強化
- ・職場環境に関するモニタリングの実施
- ・労災申請に対する支給決定手続の迅速化
- ・うつ病等による休職者の職場復帰のための支援の実施
- ・地域・職域の連携の推進

1 管理職に対する教育について

2 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実について

3 メンタルヘルス不調の把握及び対応について

(1) 労働者のメンタルヘルス不調を把握する方策として、何が考えられるか。

(2) 把握されたメンタルヘルス不調の労働者への対応として、どのような仕組みが考えられるか。

(3) メンタルヘルス不調に関する情報は、実態として労働者にとって不利益的な取扱いにつながりやすいことから、特に慎重な対応が必要ではないか。

また、事業者は、不利益な取扱いを行わないようにするには何をすべきか。

(4) メンタルヘルス不調者の把握後の対応が適切に行われるためには、外部専門機関を整備・育成するべきではないか。

4 メンタルヘルス不調者に適切に対応できる産業保健スタッフの養成及び活用について

5 配置転換後等のハイリスク期における取組の強化について

6 うつ病等による休職者の職場復帰のための支援の実施について

7 労働者がメンタルヘルス不調にならないための職場環境について

V その他